

2020年10月6日
損害保険ジャパン株式会社

個人賠償責任特約の補償範囲の拡大

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、お客さまの日常生活における損害賠償責任リスクについてさらなる安心を提供するため、2021年1月に個人賠償責任特約を改定し、被保険者が他人から預かって管理している物を壊した場合などに、その持ち主に対して生じる損害賠償責任を新たに補償します。

1. 改定の背景・趣旨

個人賠償責任特約は、日常生活の偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合などに被保険者に生じる損害賠償責任を補償する特約です。

一方、「他人の財物を壊した場合」であっても、「子供が友人から借りてきたゲーム機を壊してしまった」ケースなど、その財物が他人から預かって管理している物（以下「受託品」）である場合は、補償の対象外となっていました。

このようなケースに対応し、お客さまの日常生活における安心感を高めるため、受託品の損壊等による損害賠償責任が補償の対象となるよう、個人賠償責任特約を改定します。

2. 商品概要

(1) 改定内容

個人賠償責任特約において、これまで補償の対象外としていた受託品※の損壊等による、その受託品について正当な権利を有する者への損害賠償責任を補償対象に追加します。

※日本国内で受託した財物に限ります。

なお、受託品の価額が100万円を超える物、自転車、動物・植物等の生物、貴金属、宝石等、一部対象外となる財物があります。

補償の対象となる事故例	
	旅行中に友人から借りたカメラを落として壊してしまった
	子供が友人から借りてきたゲーム機を壊してしまった
	ゴルフ場敷地内で使用中のゴルフカート自体を壊してしまった

(2) 改定実施日・対象商品

2021年1月1日以降を保険始期日とする、以下の商品に付帯する個人賠償責任特約を対象とします。

自動車保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ THE クルマの保険（個人用自動車保険） ・ SGP（一般自動車保険） ・ ドライバー保険
火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ THE すまいの保険（個人用火災総合保険） ・ THE 家財の保険（個人用火災総合保険） ・ マンション総合保険
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害総合保険 ・ 新・団体医療保険 ・ 所得補償保険 など

3. 今後について

損保ジャパンは、今後もお客さまのさまざまなリスクに対応する商品・サービスを提供することで、安心・安全な社会の実現に貢献していきます。

以上